

いじめ防止基本方針

(1) いじめの基本認識

【いじめの定義】 いじめ防止対策推進法 第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【基本認識】

「いじめは卑怯な行為である」
「いじめは絶対に許されない」
「いじめはどの生徒にも、どの場所でも、起こりうる」

いじめへの対応は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市教育委員会、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(2) いじめへの対応

ア 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわないための取組を行う。

(ア) 生徒理解を深める取組

- ・各学期に1度、いじめに関する調査を行う。
- ・6月初旬と11月にQ-U調査（学級診断尺度調査）を行う。
- ・各学期に、生徒全員へ教育相談を実施する。

(イ) 生徒指導の機能を生かした、自尊感情を高める取組

- ・学級や学年、生徒会の自治活動を推進し、自己有用感を与える活動を行う。
- ・授業や学校行事で自己決定の場を与える。
- ・学級で一人一人のよさやがんばりを書き合い、メッセージカードにして渡す。
- ・一人一人がよりよい学校生活のためにできることを考え、互いに意見や主張を表現し合う「石中生の主張」大会を実施する。

(ウ) 命や人権を尊重する心を育てる取組

- ・全校生徒が人権についての作文を書き、人権に対する考えを深める。
- ・国連の人権週間に、全学級でいじめに関する授業に取り組む。また、この期間に標語やポスターを掲示したり校内放送等を活用したりするなど、啓発活動を行う。
- ・ネットいじめを防止するため、SNSの適切な利用を含む情報モラル教育の集会を行う。
- ・教職員の言動が、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

(エ) 保護者等と連携した取組

- ・P T Aと連携して、保護者向けネット安全教室を実施する。

イ 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

(ア) 日々の観察

- ・休み時間や昼休み、放課後に、校舎内を巡回する。授業時は教科担任が早めに教室等へ行く。
- ・生活ノートや学級日誌、生徒との雑談や普段の授業等から、情報を集める。
- ・生徒指導委員会を毎週火曜日に行い、教職員間で情報の共有に努める。

(イ) アンケート調査

- ・いじめ実態調査を各学期に行うとともに、2学期には保護者に向けたいじめ調査を実施する。

(ウ) 教育相談

- ・各学期に、生徒全員へ教育相談を実施する。
- ・保護者や地域からの情報を得るため、「いじめ相談窓口」を周知する。

ウ 早期対応

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒等の安全を確保し、関係生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、事案に応じ家庭や教育委員会、関係機関と連携する。

(ア) 基本的な対応

- ・いじめ対策委員会を開く。
- ・聞き取り調査による詳細な事実確認と正確な状況把握を行う。
- ・教職員の緊密な情報交換や共通理解、指導方針の明確化を行う。
- ・教育委員会や関係機関（児童相談所、警察署等）へ連絡する。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する。

(イ) いじめられた生徒及びその保護者に対して

- ・本人の痛みを寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。
- ・チームで対応する。（指導経過を時系列でまとめる）

(ウ) いじめている生徒及びその保護者に対して

- ・保護者にいじめであるという認識をもってもらい、連携して解決を図る。
- ・自分の行為を振り返って、与えた傷の重大さを実感できるようにし、反省を促す。
- ・チームで対応する。（指導経過を時系列でまとめる）

(エ) 周囲の生徒に対して

- ・いじめられた生徒の立場に立ち、自らの態度を振り返らせる。
- ・いじめた生徒といじめられた生徒の問題としてではなく、全体の問題として考えさせる。

(オ) ネットいじめについて

- ・サイト管理者への削除要請を行い、生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、市教育委員会や警察と連携して対応する。

エ 再発防止

同じ生徒が被害者となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いていたりすることを防ぐ。

- (ア) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- (イ) 生徒の変化を定期的を確認・検証する。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。
- (ウ) 校長をはじめ教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行う。
- (エ) 互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にしている指導等の充実に努める。
- (オ) 道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。
- (カ) 生徒会活動等において、いじめの問題を取り上げる。
- (キ) 保護者との連携を深め、継続的な見守りを行う。

(3) いじめ対策委員会

ア 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、カウンセリング指導員、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

イ 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談・通報の窓口
- ・いじめやいじめが疑われる行為に関する情報や生徒の問題行動に関する情報の収集と記録及び共有
- ・いじめやいじめが疑われる行為に対する事実確認、指導や支援、保護者との連携等の対応
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

※重大な事案については、教育委員会と連携して対応する。

(4) 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組		
	未然防止	早期発見	早期対応、再発防止
4月	←———— いじめ対策委員会 ———→		
5月	←———— いじめ対策委員会 ———→		
	←———— いじめ調査(中旬) ———→		
6月	・ Q-U調査		
	←———— 教育相談(全員面談)(下旬) ———→		
	←———— いじめ対策委員会 ———→		
7月	・ ネット安全教室 ・ 人権作文 ・ メッセージカード作成		
	・ 石中生の主張大会		
8月	・ いじめについての校内研修(Q-Uの結果を生かした生徒理解)		
9月	←———— いじめ対策委員会 ———→		
10月	・ あいさつ運動		
	←———— いじめ調査(初旬) ———→		
	←———— 保護者いじめ調査(中旬) ———→		
	←———— いじめ対策委員会 ———→		
11月	・ Q-U調査 ・ 希望の集い		
	←———— 教育相談(全員面談)(中旬) ———→		
12月	・ 人権週間(標語・ポスター・校内放送等で啓発) ・ 全学級でいじめに関する授業 ・ メッセージカード作成		
	←———— いじめ対策委員会 ———→		
1月	←———— いじめ調査(中旬) ———→		
2月	←———— 教育相談(中旬) ———→		
	←———— いじめ対策委員会 ———→		
3月	・ メッセージカード作成		
	←———— いじめ対策委員会 ———→		

(5) 家庭や地域との連携

生徒の健やかな成長を促すため、PTAや地域、学校が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域、家庭と連携した対策を推進する。

ア 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。

イ 家庭訪問や学校だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。

ウ PTAと協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進める。

エ スマートフォンや携帯型ゲーム機等を使ったネットいじめの事例を紹介するなど、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行う。